大口定期貯金規定の一部改正について (2024年4月11日実施)

(下線部分は改正部分を示す。)

改正

1. (貯金の支払時期)

~ (省略)

- 2. (証券類の受入れ)
- 3. (利息)
- (1) (省略)
- (2) (省略)
- (3) 第4条第1項により満期日前に解約する場合及び第4条第5項の規定により解約する場合には、その利息(以下、「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数(以下、「預入日数」といいます。)及び次の①②の算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、②の算式により計算した利率が 〇%を下回るときは〇%とします。)によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。

①次の預入期間に応じた利率

- **a** 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合 (省略)
- <u>b</u> 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日 を満期日としたこの貯金の場合 (省略)
- <u>c</u> 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の場合 (省略)
- ②次の算式により計算した利率

(基準利率-約定利率) × (約定日数-預入日数)

約定利率 —

預入日数

なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を通帳又は証書記載の満期 日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準と して算出した当会所定の利率をいいます。 1. (貯金の支払時期)

~ (省略)

- 2. (証券類の受入れ)
- 3. (利息)
- (1) (省略)
- (2) (省略)
- (3) 第4条第1項により満期日前に解約する場合及び第4条第5項の規定により解約する場合には、その利息(以下、「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数(以下、「預入日数」といいます。)及び次の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。

現行

(油加)

- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日 を満期日としたこの貯金の場合 (省略)
- ② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を 満期日としたこの貯金の場合 (省略)
- ③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日 としたこの貯金の場合 (省略)

(追加)

改正	現行
(4)(省略) 4. (貯金の解約、書替継続) ~(省略) 15. (規定の変更等) 以上 (令和6年4月11日現在)	(4) (省略) 4. (貯金の解約、書替継続) ~ (省略) 15. (規定の変更等) 以上 (令和6年4月 <u>1</u> 日現在)